

国立大学法人等の 教育研究の状況の評価の概要



大学評価・学位授与機構
(平成23年8月)

根拠法令

国立大学法人法第三十五条により準用される 独立行政法人通則法の規定(抄)

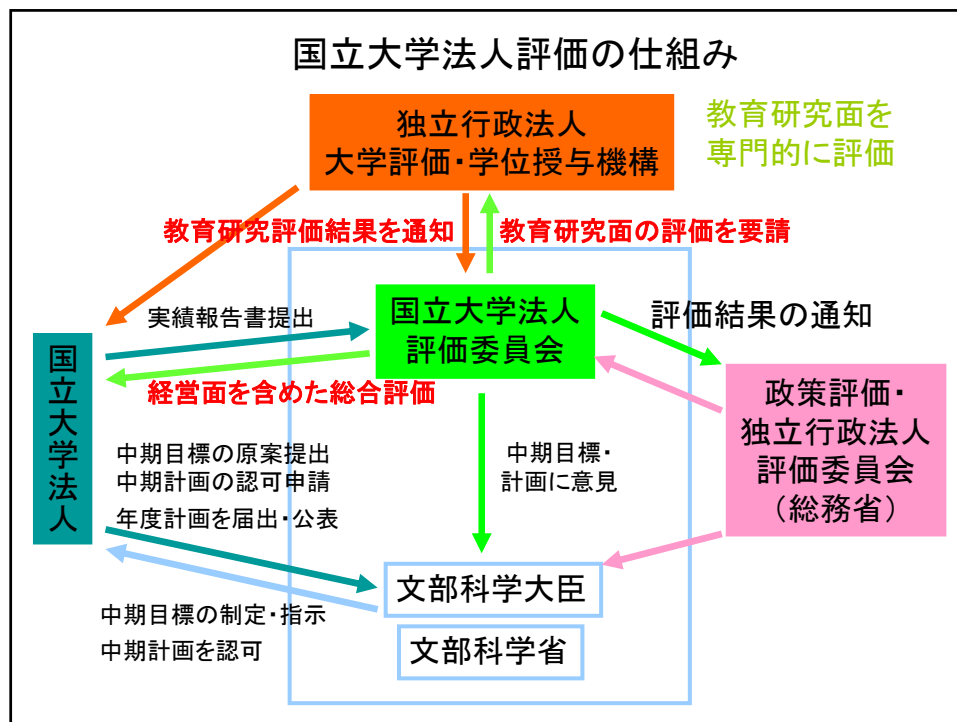
(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮するとともに、**独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。**

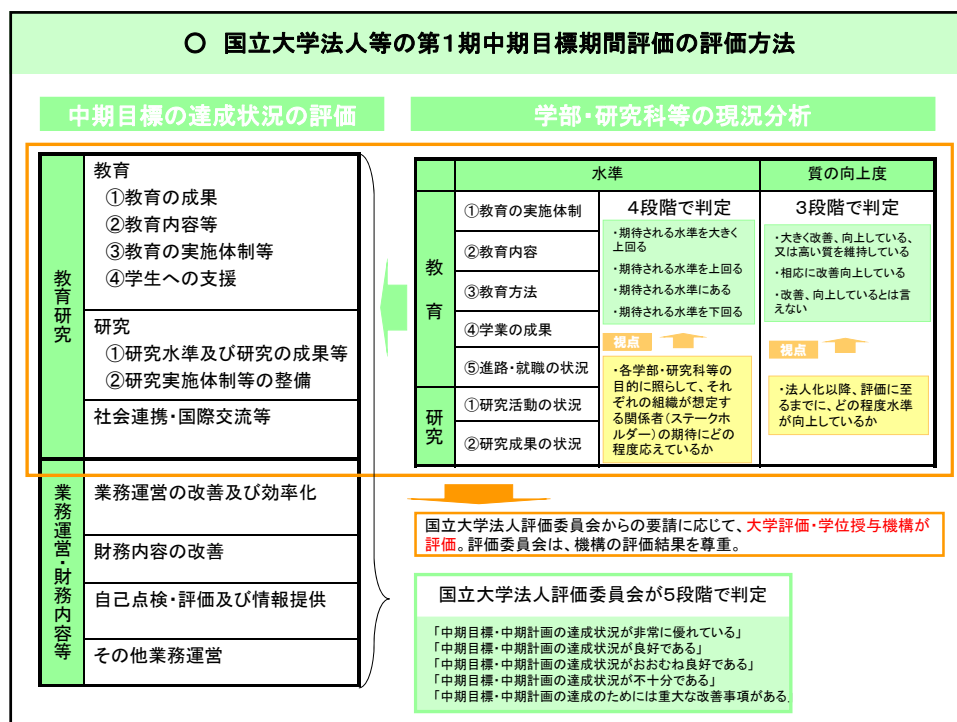
3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

〔読替後〕



評価対象・評価方法

- 評価対象機関は、国立大学86法人と、大学共同利用機関4法人の計90法人。
- 機構は、中期目標の達成状況評価と学部・研究科等の現況分析を実施し、教育研究等の質の向上について評価する。



第1期中期目標期間評価の実施経緯

- 平成16～19年度の評価(平成20年度に実施)
 評価結果を、**第2期中期目標の策定に資する**とともに、**運営費交付金の算定に反映させるために**、中期目標期間の終了に先立ち、平成16～19年度の実施状況について平成20年度に評価を実施した。
- 平成20、21年度の評価(平成22年度に実施)
 第1期中期目標期間終了後に平成16～19年度の教育研究評価の**評価結果を変更する必要性の確認**を基本とし、実施した。
負担軽減を図りながら、平成16～19年度の評価方法を基本的に踏襲し実施した。
- 平成23年5月24日(火)文部科学省国立大学法人評価委員会において、第1期中期目標期間の評価結果を審議・公表。



中期目標の達成状況評価

- 中期目標を3階層(大項目・中項目・小項目)に区分
- 各小項目には目標を達成するためにとるべき具体的な措置(中期計画)を設定。
- 各中期計画の段階判定を点数化し、その結果を順次積み上げていくこと(「積み上げ」方式)により、小項目・中項目・大項目の判定を導き出す。
- 中項目ごとに「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」を指摘する。
- さらに、学部・研究科等の現況分析結果も参照して、総合的に評価する。

※中期目標・・・国立大学法人等が6年間で達成すべき業務運営に関する目標。文部科学大臣が定め、当該国立大学法人等に表示するとともに公表する。(実際上の作成は各法人)



中期目標の大・中・小項目とは

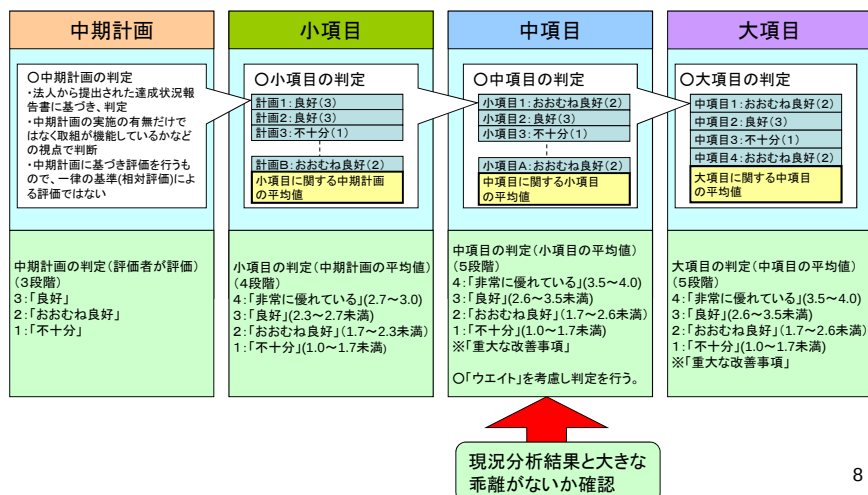
中期目標(大・中・小項目)および中期計画の関係は以下のとおりである。

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文)大学の基本的な目標	
I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	
1 中期目標の期間	
2 教育研究上の基本組織	
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標 (大項目・段階式)	1 教育に関する目標を達成するための措置
(1)教育の成果に関する目標(中項目・段階式)	(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置
○世界の第一線で活躍できる人材の育成を目指す(小項目・段階式)	○ 具体的な措置A (実施状況の分析・段階式)
○高度専門職業人の育成を目指す(同上)	○ 具体的な措置B (実施状況の分析・段階式)
(2)教育内容等に関する目標(中項目・段階式)	○ 具体的な措置C (実施状況の分析・段階式)
(3)教育の実施体制等に関する目標 (同上)	(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置
(4)学生への支援に関する目標 (同上)	(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
	(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置



中期目標の達成状況の判定

○中期計画の段階判定の結果を点数化し、小項目、中項目、大項目へと積み上げて判定を行った。(積み上げ方式)



8



学部・研究科等の現況分析

- 学部・研究科等の教育・研究の水準及び質の向上度を分析する。
- 各学部・研究科等の目的や方向性など、それぞれの**特色に応じた分析**を行う。
- 教育研究の水準判定は、分析項目に関する事項を観点ごとに分析し、その判定結果を基に、**各分析項目ごとに水準を4段階で判定**する。
- 教育研究の水準は、関係者(Stakeholders)の「**期待に 대응しているか**」という基準で判断する。
- 質の向上度は、法人化時点から評価時点までの水準の向上の程度について、改善・向上事例を**3段階で判定**する。



学部・研究科等の現況分析の分析項目一覧

教育水準

分析項目	基本的な観点
I 教育の実施体制	○基本的組織の編成 ○教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制
II 教育内容	○教育課程の編成 ○学生や社会からの要請への対応
III 教育方法	○授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ○主体的な学習を促す取組
IV 学業の成果	○学生が身に付けた学力や資質・能力 ○学業の成果に関する学生の評価
V 進路・就職の状況	○卒業(修了)後の進路の状況 ○関係者からの評価

研究水準

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	○研究活動の実施状況 ○大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果を含めること。)



評価体制

国立大学教育研究評価委員会

【達成状況判定会議】8グループを編成

第1グループ

第2グループ

第3グループ

第4グループ

...

第8グループ

【現況分析部会】 10学系部会を編成

人文科学系

社会科学系

理学系

...

【研究業績水準判定組織】 (各分野2名以上) 66分野



国立大学教育研究評価委員会について

独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(以下「運営規則」という。)第15条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の国立大学教育研究評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第15条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第15条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(以下省略)